

肥料取扱業者の皆様へ

「爆発物の原料となり得る肥料の適切な保管、販売について」のお願い

肥料の保管や販売につきましては、平成20年9月に肥料を原料とした爆発物のテロが発生したことから、肥料の保管管理や販売等における留意事項についてお願いしてきたところです。

しかしながら、平成21年10月、化学物質の販売事業者が、爆発物を製造しようとした者に対し、法律で義務付けられた書面の提出を受けることなく劇物を販売したこと等により、毒物及び劇物取締法違反で検挙される事件が発生いたしました。

このため、肥料の保管及び販売に当たっては、再度、下記の事項をご確認いただき、引き続き、適切な取扱いをしていただくよう御協力をお願いいたします。

- 1 爆発物の原料となり得る肥料(硝酸アンモニウム、尿素)の適正な管理に資するため、販売の記録に関する書面(電磁的記録を含む。)を適切に作成し、保管してください。
- 2 上記肥料の取引に際し、特に、インターネットを利用した販売を行う場合には、購入者の氏名、住所、使用目的等の確認を確実に行ってください。
- 3 上記肥料の取引に際し、氏名、住所、使用目的等を明らかにすることを拒否するなど、顧客に不審な動向がある場合は、当該顧客に係る情報(来店者の背格好、着衣の特徴、車両ナンバー等)を把握するよう努めてください。
- 4 通常取引がないのに大量に購入しようとする者、使用目的があいまいな者等、爆発物の原料となり得る肥料の安全な取扱いに不安があると認められる者に対しては、販売を差し控えてください。
- 5 上記肥料の保管等に当たっては、盗難防止対策の強化等の管理の徹底を図ってください。
- 6 上記肥料の盗難・紛失があった場合や、4により販売を差し控えた場合を含め、顧客に不審動向が認められる場合は、速やかに警察に通報してください。